

県議会レポート

かがみはら慎一郎



Vol.10 2023年夏発行

みなさん、こんにちは。

今春に統一自治体議員選挙がおこなわれ、2度目の県議会議員選挙に挑戦をいたしました。結果、多くの皆様のご支援をいただき2度目の当選を果たすことができました。引き続き、この間訴えてきたことやお預かりしたお声を県政に反映し、皆様のお手元で実感できるような政策実現に向けて努力してまいります。

本レポートでは、選挙後に行われた臨時会と6月議会のご報告をさせていただいています。9月中旬からは9月議会もスタートしますが、9月議会では代表質問にも立つ予定です。

少子高齢化、働き世代の減少、人口減少など社会構造が大きく変わる中で香川県や県内基礎自治体の運営、また将来への政策実施等多くの課題に向き合っていかなければなりません。我々の任期は4年ですが、この4年でおこなったことが20年先、30年先の将来を作っていくのだと思います。将来に渡り持続可能で県内が均衡な発展を成し遂げられるよう頑張っまいります。

どうぞ今後ともご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

香川県議会議員 **鏡原慎一郎**

県政と地域を結ぶ

みなさんと一緒に夢や希望のあふれる
明るい未来をつくらせてください。

夢

子ども達が夢を持ち、大きく育める環境づくりをしていきます。

- 子育て支援の充実
- 教育内容の充実と学力向上の取り組み

感謝

すべてに希望を持ち、仲間たちと夢を語り合える環境づくりをしていきます。

- 安心安全の地域づくりの推進
- 地域防災力の向上 ● 地域福祉の向上

希望

ひとり一人が豊かな心を持ち、笑顔で生活のできる環境づくりをしていきます。

- 一次産業や地場企業の担い手支援
- 地域の環境づくり
- 行事やイベント事業の連携と推進

結ぶ

いろいろなことを結び、カタチにします。

- 見えにくい県政を見えやすく
- 東かがわ市と香川県を結ぶ

議会質問については、要旨を掲載しています。

詳しくは県議会ホームページをご覧ください。

県議会ホームページ
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gikai/>



所属委員会 総務委員会、議会運営委員会、
県立アリーナ整備等に関する特別委員会

発行：香川県議会議員 **鏡原慎一郎**

〒769-2901 香川県東かがわ市引田357-18
Tel:0879-33-2706 Fax:0879-33-2909
<https://www.kagamihara-shinichiro.com/>



令和5年6月議会総務委員会

1 かがわDX Labのこれからについて（政策部）

鏡原 本年4月からDX Labの運用が開始されている。ホームページには、「できない理由を述べるのではなく、できる方法を模索する場」とし、実現に向けた過程で困難がある場合には制度の見直しをも提言していく場とします。「と書かれているが、そのような場になっていくための地盤整備をきちっと行うため、このスタートアップ期間をどのようにしていくのか、現在の状況も含めその方向性について伺う。

答弁 本年4月の拠点整備とあわせて、デジタル戦略課に官民連携推進グループを新設し、職員3名を配置したところである。これらの職員は、原則「かがわDX Lab」に常駐し、会員である市町や民間事業者からの相談対応等に迅速に対応できる体制としている。デジタル戦略総室が努力することは当然だが、地域や行政の課題は各部署に関



わっているものであることから、庁内の組織体制として、知事を筆頭とする「デジタル推進戦略本部」の下に、「デジタル戦略総室や各部署の筆頭次長である、政策調整監で構成される「デジタル推進戦略本部」幹事会を設けている。本年は、先月末に幹事会をかがわDX Labで開催したところであり、外部人材のフェローとも意見交換を行ったところである。各部署も巻き込みつつ、Labの活動を進めてみたい。

どのような活動が行われているかについては、現在、地域課題の解決に向けた課題の抽出を、県関係部局、市町、そして民間事業者に対し、全員参加の周知会を開催し、趣旨を丁寧に説明したうえで、広くご意見をお伺いしているところである。今後は、①解決すべき課題の抽出・明確化を行い、②その課題のデジタル技術を活用した解決策を検討し、③そして、サービス創出のための実証研究を行い、④その成果を社会実装に繋げていきたいと考えている。

また、「かがわDX Lab」の取組みを進めるにあたっての地盤整備については、昨年度から、県とすべての市町が参加して、「かがわDX Lab」のミッション、あるいは価値とは何か、今後の進むべき方向性などを議論し、合意形成を図ったうえで、活動の基本理念と行動憲章を取りまとめられており、一定の地盤整備は出来ていると考えているが、原点がなぶらにされると地盤が崩れていくことになると思うので、基本理念と行動憲章をしっかり共有し、また、共有していることを確認しながら、具体の成果に繋がられるよう進めていきたい。

また、行動を共にしてくれる「仲間」を増やしていきたいので、4月から民間事業者の会員を募集している。参画にあたっては「かがわDX Lab」基本理念等に賛同いただくことを会員規約に定めている。会員になることを検討している民間事業者には、常駐している職員が丁寧に趣旨を説明しており、現在、19社の民間事業者がLab会員として参画いただいている。

このスタートアップの時期に、基本理念と行動憲章を大切に、これらに賛同いただける仲間を増やししながら、具体の活動を進めていきたい。

鏡原 まずは県庁の課題や県内の自治体の課題解決に向けた取り組みを行っているものと理解をしているが、現在そういった部分について、DX Labに寄せられている課題はどのような状況か伺う。

答弁 地域課題の抽出については、県でも検討は進めており、先ほど申し上げた、香川県デジタル推進戦略本部幹事会を通じて行政DXの必要性を共有するとともに、地域課題解決に向けた取組みについて検討いただいている。

市町においては、現在、課題抽出の照会中であるが、その参考としていただくため、先月、神戸市をLabにお招きし、EBPMの推進とオープンデータの取組の先進事例を学ぶ機会を設けたところ。そういうことをきっかけにして、何かアイデアが提案できないかと考えている。また、明日には、改めて、市町職員が集まり、研究テーマの検討にあたっての相談やフェローとの意見交換等を予定している。

「かがわDX Lab」会員である民間事業者においては、社会貢献型ビジネスモデル構築の観点から行政と連携して取り組んでみたいアイデアを有している事業者が複数いることが意見交換を通じて把握できており、これらの状況を踏まえ、今後、かがわDX Labで具体的に取り組むテーマを整理していきたい。

鏡原 現在、問題なくやっている業務に対し、あえてデジタル化するという点について十分に理解が得られていないのではないかと。はじめは業務が増えるが、その山を乗り切った後の姿が見えるというような課題や取り組み内容が出てくるのではないかと考える。そういった意味で職員の意識改革等というのは、どのように行われているのか。特に県庁内についてどのような取り組みを行っているのか伺う。

答弁 社会情勢の変化から職員が気づきを得て、意識改革が進んでいく面も私はあると思うが、状況に任せるといってしまうことではなく、我々としても、積極的に働きかけは必要と考えている。このため、県では、幹事会を昨年度から複数回開催し、DXとは何か、デジタル社会に県としてどのように対応していくべきかなど、専門家の方にも参加していただきながら議論を重ね、行政DXの必要性を共有する取り組みを地道に進めてきている。

今後、具体的に取り組む課題が決まり、ワーキンググループが設置されれば、議論も活発化し、多様な方々との横のつながりが生まれると、DXにつながるアイデアの創出や、DXによって何が変わるのかといった視点が少しずつ鮮明になってくるのではないかと期待している。

そういう意味で、かがわDX Labの活動そのものが、行政職員にとっても、民間事業者にとっても「学びの場」になると考えている。試行錯誤の連続になると思うが、県の関係部局、市町、そして民間事業者の意見にも十分に耳を傾け、そして、失敗を恐れず、挑戦して、「DXによるまちづくり」につなげられるよう全力で取り組んでまいりたい。

2 瀬戸内国際芸術祭の県内波及効果について（文化芸術局）

鏡原 昨年、コロナ禍ではあったが、5回目となる瀬戸内国際芸術祭2022が開催された。参加した地域は、会場である12島と2つの港である高松地域、小豆地域、中讃地域、西讃地域、岡山県側の一部地域で、2010年の第1回の開催時には7つの島と高松港だった会場エリアが第2回以降広がった。また、連携事業として参

加地域以外のエリアも巻き込みつつ行われてきたとも承知している。

しかし、参加地域とそれ以外の瀬戸芸が及ぼす波及効果には大きく差があるようにも感じる。そういった意味では、さらに県内全域にどのように波及効果を広げていくのかということを考えていかなければならない。

まずは、通算して5回実施されてきた、瀬戸内国際芸術祭のこれまでの県内波及効果についてと、県内波及効果という観点で1回から5回へと回を重ねる毎にどのような変化をしてきたのか伺う。

答弁 県では、瀬戸内国際芸術祭の開催エリア以外にもその効果を波及させるため、芸術祭の開催に合わせて県内市町との連携事業等を行ってきた。例えば、第1回を開催した平成22年には、会期中にサンポート高松で県内各市町の観光PRなどを行った。昨年の芸術祭では、開催エリア以外の観光スポットなどを100件選び、SNSを活用した情報発信キャンペーンを実施した。

県内への波及効果及び第1回から第5回にかけての変化については、例えば、県内の主要観光地の栗林公園、屋島、琴平、小豆島の入込客数を見ると、第1回及び第2回芸術祭の開催年はその前年より減少しているが、2016年の第3回以降の開催年は全て、その前年を上回るようになっていく。

芸術祭来場者へのアンケートで、芸術祭以外の県内観光地を訪問したか尋ねたところ、第1回は約25%と4分の1だったが、2016年の第3回で5割を超えて、一旦第4回では減少したものの、昨年の第5回では4割まで回復している。

芸術祭開催の県内への波及効果について、十分ではないというご意見があることは承知している。このため、引き続き、県内市町との連携事業等について、これまでの取組みの総括や、これから策定する取組方針を踏まえ、内容を検討してまいりたい。

鏡原 例えば、小豆島を中心に考えると、東かがわ市やさめき市といったエリアには現在航路はないものの、文化や生活圏を考えるとその行き来は古くから行われていたと聞いている。「海の復権」というテーマで行われてい





る瀬戸芸であるから、歴史的なつながりとかそういった部分についても考えていくべきだと考える。

瀬戸芸期間だけでも、そうした地域との臨時航路を結ぶような考えを地元から聞くこともあるが、そういう動きに対する支援をしていく考えがあるのか、また、エリアの拡充等についてどのように考えているのか伺う。

2025年は大阪・関西万博があり、香川県東の玄関口は東かがわ市なので、そのつながりということも文化芸術局長はお考えだと思いが、その点も考慮いただいて答弁をいただきたい。

答弁 臨時航路への支援について、芸術祭の期間中の航路は、航路事業者と実行委員会の間で、臨時航路の開設や既存航路の増便の協議をし、運輸局の認可を経て、航路事業者に会期中の運航をさせていただいている。実行委員会では、効果的な運航ダイヤなどの助言を行っている。

行っており、今後相談があれば、まずはお話を伺いたいと考えている。

エリアの拡充等については、芸術祭は第一回の開催以降、「海の復権」をコンセプトに、高齢化・人口減少が著しい島を何とか元気にしたいということで取組みを進めているところである。そのコンセプトから言えば、会場は有人島、人の住んでいる島を基本としており、具体的な島については、実行委員会において、各市町と協議の上、選定してきたという経緯がある。例えば、有人島でない島を会場として開催エリアを広げる点については、芸術祭のコンセプトそのものに関わる点でもあるし、また、広げる点については、コストの増加とか人員体制の制約といった懸念も考えられるところである。

しかしながら、芸術祭の開催効果を県内に波及させることは引き続き重要な課題であるのびのびの活動ができるか、これから検討してまいりたいと考えている。

鏡原 有人島ということは理解するが、そういった生活圏の云々からということも、考慮に入れるべきだと思いつき、航路に関しては地元も入れて協議していただきたいと思う。市町から意見を聞いているという話だが、ぜひ8市9町の意見を聞いていただきたいと考える。

答弁 これから取組方針を策定していくが、いろいろな話があれば伺わせていただき、取組みなどを検討してまいりたいと考えている。

3 県庁内のペーパーレス化について（総務部）

鏡原 県庁内のペーパーレス化について、起案文書は令和4年度で98.6%が電子決裁化され、電子で保存されていると伺っている。そのことは、令和4年1月から新たな文書管理システムを導入し、一気にそこに移行してきた成果であると評価している。

一方で、その電子化されたデータの活用については余り考えが至っていないようにも感じている。例えば、文字列検索ができるようにPDF化を行うことや、ファイル名の統一等のルールが全庁で共有されておらず、システム自体もデータ活用に重点が置かれているものではないと思う。

そこで、県庁内の電子化の現状について起案文書とそれ以外の文書に分けて伺うとともに、その活用状況について伺う。

答弁 起案文書については、令和4年1月から文書の作成・起案・決裁から保存・廃棄・移管までを一貫して行う「新文書管理システム」を稼働し、歳入管理や歳出管理などを行う財務会計システムと連携させて、ほぼ全ての起案文書の電子決裁が可能となったことから、原則電子決裁という方針で取り組んでおり、令和4年1月以降、毎月、電子決裁率は98%前後で推移している。この電子決裁率は、令和2年度が3.2%、令和3年度が64.9%であったのに比べ、飛躍的に向上したところである。電子決裁の推進により、例えば、在宅勤務や出張時などにおいても、パソコン上で電子決裁が可能となり、業務効率にも繋がっていると考えている。

起案文書以外の行政文書について、職員が作成する文書については、平成9年度に一人一台パソコンが導入され、基本的にはワードやエクセルなどの電子データになっており、県庁内のサーバに保存して、所属ごとにデータとして共有ができる状態になっている。一方、県民や事業者等から提出された文書については、紙で提出され

たものはそのまま紙で保管又は文字情報がないPDFファイルで保存している。

活用については、起案文書もそれ以外の行政文書も、データとしてはそれぞれの所属で共有され、例えば、前年度の文書を検索し、それを参考にした文書の作成や資料の確認などで利用しているが、委員御指摘のような、PDF作成時に文字情報を追加することや、ファイル名に県庁統一のルールを設けるなど、いわゆる文書を入間の目で見ただけでなく、機械が判読できるような形にし、それを全庁的に共有や活用するまでには至っていないのが現状である。

鏡原 決裁文書以外の行政文書に関しても、基本はパソコンで作成し、後任者も継続してやっていると理解しているが、県庁内の執務室を見てみると、依然としてロッカーがたくさんあり、何かあると紙を引っ張り出してきて、それを見ながらパソコンを打っているというのが、現状ではないかと思っている。電子化されているのであれば、ある程度破棄をして、電子で閲覧しにくかったら必要な部分だけをプリントアウトするとか、そういった一定のルールの下でやっていくべきであり、それも含めて電子化が進むことによつて、紙の量が減っていくと思う。また、保存期間が定められている文書は、電子化により紙による保存文書の量も減っていくと考える。現状、紙の保存文書の量はどのようになっているのか伺う。

答弁 文書館等で保存している文書や、各所属内で保存している文書は非常に大量であり、その文書量がどの程度あるのか把握できていないし、調査するのも難しいと考えている。例えば、どの程度削減できているのかということについては、一つのデータとして、用紙の購入とかコピー機の使用とかの形で示すと、令和4年度と新文書管理システム導入前の令和2年度を比較した数字があり、用紙の購入でいえば、県全体で令和2年度5,990万枚に対して、昨年度が5,160万枚で約13.8%、830万枚の減で、コピー機の使用枚数も令和2年度3,870万枚が昨年度3,060万枚で、20%を超える約810万枚の減というような状況になっている。電子決裁の導入も一つの要因と考えていて、一定文書量の削減、ペーパーレス化が進んでおり、この先、保存文書も適切に保存期間後廃棄するなどによつて削減されると認識している。

鏡原 現在の保存文書をどのようにデジタル化していくのかという課題については、非常に時間とお金がかかる作業であり、保存年限が必要な文書と、いわゆるフリーアドレス制や自宅等、色々な所での勤務を考えた時に必要な文書等に分けて作業を進めていかなければならないし、現状のペーパー保存文書の電子化について

て、また、それ以外の行政文書についても一定のルールに基づいて、今後電子化を進めていくべきだと考えているが、その点について伺いたい。今もペーパーとしてどんどん蓄積されているが、職員の方が電子化して置いていくという作業に切り替えば、低コストで早く切り替わっていくので、そういった文書の取扱いも含めてどういうお考えか伺う。

答弁 行政文書で県が作成した文書は基本的に電子化されており、電子データがないというのは、基本的に県民の方とか業者の方から紙ベースで提出されたものというところで、一つの大きな方向性としては、オンラインでの提出、電子データで提出してもらうことを率先していきたい。電子申請・届出システムをできる限り活用し、相手があることではあるが、電子データを求めていきたいと考えているし、来年一月から出納局で、電子契約を導入するということも予定しているところだ。こういった取組みの中で、この先に、行政文書の電子化も更に進んでいくのではないかと考えている。

また、これまでいただいている紙ベースのものとか文字情報のないPDFについては、これを文字情報化するのとは、どうしても時間とお金がかかるし、現時点でそれを電子化して具体的にどう活用していくのかということも県庁内で全体的な検討が進んでいない状況である。

一方で、行政も含めたデジタル化というのは、非常に急速に進んでいるし、県も対応していく課題であると思っている。例えば、ChatGPTをはじめとする生成AIの技術をどう活用するのかということ形で検討は進めているが、庁内での活用については、デジタル戦略総室が中心



となってワーキンググループを立ち上げており、そこに総務部からも関係課が複数課参画することとしている。そういった中で、県庁のデジタル化、電子化といったものも考えていきたい。

そもそも、データを県庁内で活用するには、データが必要になってくるので、できる限りデータ化をしていきたいと思っているので、デジタル戦略総室と連携しながら、保存・活用を検討するとともに、その中で今まで持っている既存の文書についても、考えていきたい。

4 家具類転倒防止対策について（危機管理総局）

鏡原 南海トラフ地震の発生確率も高まってきており、その対策が急がれるところである。そのような中、家具類転倒防止対策は、地震による被害から、人々の命、身体、財産を守るために重要な対策の一つと考える。県では令和元年度から家具類の転倒防止対策に関する支援事業を実施してきたと聞いているが、具体的にどのような支援策を講じてきたのか、その実績も含めて伺う。

答弁 平成26年に策定した地震・津波被害想定調査報告書の中でも、その対策を実施することにより、最大規模の南海トラフ地震が起こった場合でも死者数を4分の1に軽減する効果が見込まれるとされていることから、県では、令和元年度から、家具類の転倒防止対策への支援を行ってきたところである。

令和元年度は、市町ごとにモデル地区を設け、県内100世帯に対して、防災に関する専門的知識等を有する防災士の方に、各家庭を訪問していただき、事前診断から器具取付けのサポートまでの支援を行うとともに、器具の購入経費についても市町を通じて、補助率3分の2以内、上限1万円までの補助を実施した。

この取組みが好評であったこともあり、令和2年度から4年度までは、「香川県家具類固定サポート制度」として、器具の購入経費に対する支援は市町が行い、防災士による器具の取り付けサポートは県で実施したところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、住居への立ち入りが困難な面もあったが、実績としては、令和2年度は123世帯、3年度は131世帯、4年度は115世帯に活用されたところである。

こうした県の家具類転倒防止対策については、その重要性を多くの県民の方に知っていただきたいという観点で、県の広報誌をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等、

様々なメディアを活用した広報に努めてきたところである。

しかしながら、昨年度の県政モニターアンケートの結果によると、「家具の転倒防止対策を行っていない」と回答した人の割合は約6割と、依然として高い割合にあることから、引き続き、家具類固定の支援に取り組むとともに、県防災士会や市町等とも連携して、より一層、周知等に努める必要があると認識している。

鏡原 今年度から新たに、「自助・共助対策推進事業」の中で、家具類転倒防止対策を重点項目の一つとして実施すると聞いているが、具体的にどのような対策を行うのか。また、家具類転倒防止対策を支援するにあたり、自力での対応が困難な高齢者等には、住居に入っている支援が必要である。これまでは防災士が対応していると思うが、避難経路など対策箇所の優先順位づけ、具体的な器具の取り付け方法など、推進するための課題も多いと考える。そのような中で、円滑に家具類転倒防止対策を進めていくために、今後、県はどう取り組んでいくのか伺う。

一方で、避難経路、いわゆる逃げる経路や寝室などで、家具が自分の体に向かって倒れてこないような対策も自分の身を守るための効果的な対策だと思う。その点も含め、どう取り組むのかについて、伺う。

答弁 今年度は、市町の防災・減災対策の取組みを支援する「自助・共助対策推進事業」において、家具類転倒防止対策を市町が必ず取り組まなければならない4つの「重点取組」の一つに位置付けたところである。

具体的に、昨年度までの支援では、転倒防止用器具の購入費補助の窓口が市町、また防災士による器具の取付け支援の窓口が県というように、窓口が別々であったが、今年度からは、窓口を市町に一本化し、器具の購入支援とその取付けサポートの申込みが一度にできることで、利用者の利便性が高まるものと考えている。

県としても、これまでのノウハウを生かし、今年度から危機管理課内に相談窓口を設置し、市町の支援制度の紹介を行うなど、市町と連携して、取組みを推進することとしている。



次に、円滑な対策の推進に向けた今後の県の取組みとしては、まず、県防災士会と連携し、避難動線の妨げにならない家具の配置方法などを具体的に図で示すとともに、対策箇所の優先順位付けの考え方、具体的な器具の取付方法を説明した、わかりやすいチラシを新たに作成し、普及啓発に活用してまいりたいと考えている。

また、高齢者など、自力で対策が困難な方への支援については、先月21日に、香川県介護支援専門員協議会、いわゆるケアマネの総会で、ケアマネージャーが住居を直接訪問した際に、本人やその家族に、先ほど申し上げた新たに作成するチラシを配布してもらうとともに、市町の支援制度を紹介していただきたいと思つている。研修は県が実施したいと思つたが、これらについて協力依頼を行ったところである。

さらに、今年度から新たに、県内各地域の大型商業施設等で開催する県民参加実践型の防災イベントを開催することとしており、家具類の固定に関する相談会を行い、チラシを配布しながら、幅広い世代に対して、直接、具体的な器具の取付方法を提案するなど、分かりやすい周知に努めてまいりたい。

県としては、自らの生命や財産は自らで守る「自助」に資する重要な取組みである家具類の転倒防止対策について、ひとりでも多くの県民の方に実践していただくよう、引き続き、市町や県防災士会等と連携・協力しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えている。

5 電動キックボード等について(県警本部)

鏡原 7月から、特定小型原動機付自転車に関する新たなルールが始まる。特定小型原動機付自転車とは、いわゆる電動キックボード等のことで、今回の法改正によって一定の条件を満たす物に限り16歳以上の者が免許なしで路上走行が可能となる。今回の法改正によりこの7月からどのように変更されるのか、走行ルールや車体のルール等を伺うとどうなるか、その啓発等についてどのように行ってきたのか伺う。



答弁 7月1日施行の改正道路交通法により、現行の原動機付自転車のうち、
○車体の大きさが普通自転車相当であること
(長さが190センチメートル、幅が60センチメートル以下)

○平坦な道路で、20キロメートル毎時を超える速度を出せないこと
など一定の基準を満たすものが「特定小型原動機付自転車」と新たに分類される。

特定小型原動機付自転車は、原動機付自転車の一類型であるので、

○車道の左端を走行することが原則

○交差点では、二段階右折

などの通行ルールのほか、

○16歳以上の者であれば、運転免許は不要

○乗車用ヘルメットの着用は努力義務

など、新たなルールが定められた。

さらに、特定小型原動機付自転車のうち、

○最高速度表示灯を点滅させていること

○構造上の最高速度が時速6キロメートル以下であること

こうした要件を満たすものについては、特例特定小型原動機付自転車として位置付けられ、

○自転車通行可とされている歩道や路側帯等を走行できる

こととされている。

県警察では、特定小型原動機付自転車の利用者のみならず、他の交通主体に対しても、新たなモビリティの通行方法等についての周知啓発に努めているところである。

具体的には、各種交通安全教室の場における、新たなルールについての周知啓発やホームページやSNSのほか、新聞など各種媒体を活用した広報、県下の高等学校を各署交通課長が訪問し、新たなルールについての指導を依頼、県や市町の交通安全担当者のほか、自動車学校や電動キックボードのレンタル・販売事業者と関係者会議を開催し、情報共有を図ってきた。

鏡原 今回の法改正により、16歳以上ではあるが、免許なしで特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を公道において走行させることが可能となる。そういう意味からすると、乗り物自体はどちらかというと原付寄りであるものの、乗車する方にとっては自転車寄りの感覚で乗車してしまふように思う。そうなるん

令和5年 2月議会

一期目最後の定例議会であった2月議会では以下のような一般質問、委員会質問をおこないました。

一般質問

- ・ 伝統文化の維持と継承について
- ・ 四国遍路を生かした観光について
- ・ 県内観光の再起動について
- ・ 学校におけるICTの活用について
- ・ サイバー犯罪対策及び警察におけるデジタル化について

委員会質問

- ・ 脱炭素・地球温暖化対策について (環境森林部)
- ・ 浄化槽の法定検査の受検率の向上について (環境森林部)
- ・ 市町への土木技術支援について (土木部)
- ・ 建設工事入札参加資格審査の申請手続の簡素化について (土木部)

特例のモードでもないのに歩道等を走行してしまう可能性や車体登録を怠る可能性もあるかと思う。そういった観点からすると、販売事業者にそういった法令遵守の啓発等の呼びかけをお願いすることも効果的ではないか。今後、当該法令の運用開始にあたってどのような啓発を行うのか、また、指導取締りについての考えを伺う。

答弁 利用者の法令遵守と確実な登録のためには、販売事業者・レンタル事業者との連携が効果的であると認識している。そこで、県警察では、販売事業者等に対し、特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの情報提供を適宜行い、事業者には、当該資料を活用した交通安全教育の実施を促していくとともに、特に、販売事業者に対しては、購入の際に確実な登録を指導していくこととしている。

また、特定小型原動機付自転車は車道通行が原則であるから、歩道通行など悪質・危険な行為には、検挙を前提として交通指導取締りを強化していくほか、その他の違反行為に対しても、その場で指導・警告を徹底していく。

警察としては、特定小型原動機付自転車の安全な利用を徹底させるため、教育委員会など関係機関や販売事業者等と連携した上で、新たなルールや運転特性等に關する広報啓発を強化し、広く県民に正しいルールの浸透を図っていく。

令和5年 5月臨時議会

5月1日に臨時議会が開かれました。臨時議会では、議会内の構成が決定され、私は総務委員会と県立アリーナ整備等に関わる特別委員会、議会運営委員会に所属することとなりました。また、香川県広域水道企業団議会議員にも選出されました。

議案・発議案一覧

議会	議案番号	件名	審議結果	議会	議案番号	件名	審議結果
令和5年2月 香川県議会定例会	第1号	令和5年度香川県一般会計予算議案	原案可決	令和5年2月 香川県議会定例会	第37号	香川県副知事の選任同意について	同意
	第2号	令和5年度香川県特別会計予算議案	原案可決		第38号	香川県教育委員会教育長の任命同意について	同意
	第3号	令和5年度香川県立病院事業会計予算議案	原案可決		発議案第1号	LPガス料金上昇に対する支援を求める意見書(案)	原案可決
	第4号	令和5年度香川県流域下水道事業会計予算議案	原案可決	発議案第2号	LGBTなどの差別解消を求める意見書(案)	原案可決	
	第5号	令和4年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決	発議案第3号	子ども支援策の拡充を求める意見書(案)	原案可決	
	第6号	香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案	原案可決	令和5年5月 香川県議会臨時議会	第1号	専決処分事項の承認について(香川県税条例の一部を改正する条例)	承認
	第7号	香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案	原案可決		第2号	専決処分事項の承認について(令和5年度香川県一般会計補正予算)	承認
	第8号	香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案	原案可決		第3号	香川県監査委員の選任同意について	同意
	第9号	香川県企業誘致条例の一部を改正する条例議案	原案可決		第4号	香川県監査委員の選任同意について	同意
	第10号	香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決		発議案第1号	香川県議会委員会条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第11号	公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決		発議案第2号	総合防災対策特別委員会設置に関する決議(案)	原案可決
	第12号	香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決		発議案第3号	少子化対策特別委員会設置に関する決議(案)	原案可決
	第13号	香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例議案	原案可決		発議案第4号	県立アリーナ整備等に関する特別委員会設置に関する決議(案)	原案可決
	第14号	香川県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費交付金条例の一部を改正する条例議案	原案可決		発議案第5号	デジタル田園都市推進特別委員会設置に関する決議(案)	原案可決
	第15号	香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決		令和5年6月 香川県議会定例会	第1号	令和5年度香川県一般会計補正予算議案
	第16号	香川県認定こども園の認定の要件に関する条例及び香川県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例議案	原案可決	第2号		香川県警察関係手数料条例及び香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第17号	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決	第3号		香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第18号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決	第4号		香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第19号	香川県立学校職員及び香川県市町立学校職員負担数職員定数条例の一部を改正する条例議案	原案可決	第5号		香川県野営場条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第20号	香川県文化芸術振興計画の策定について	原案可決	第6号		警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第21号	第2期香川県健やか子ども支援計画の変更について	原案可決	第7号		財産の取得について	原案可決
	第22号	財産の処分について	原案可決	第8号		香川県立アリーナの指定管理者の指定について	原案可決
	第23号	権利の放棄について(母子福祉資金貸付金に係る債権)	原案可決	第9号		香川県公安委員会委員の任命同意について	同意
	第24号	権利の放棄について(県立病院の診療費に係る債権)	原案可決	第10号		香川県海区漁業調整委員会委員の任命同意について	同意
	第25号	流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について	原案可決	発議案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	原案可決	
	第26号	工事請負契約の変更について(新香川県立体育館(仮称)建築工事)	原案可決	発議案第2号	国民皆歯科健診の実現を求める意見書(案)	原案可決	
	第27号	工事請負契約の変更について(新香川県立体育館(仮称)給排水衛生設備工事)	原案可決	発議案第3号	保育施設における職員の配置基準等の改善を求める意見書(案)	原案可決	
	第28号	公平委員会の事務の受託の変更について	原案可決	発議案第4号	GIGAスクール構想の着実な推進を求める意見書(案)	原案可決	
	第29号	包括外部監査契約の締結について	原案可決	発議案第5号	特別支援教育の推進のための教員等の適切な配置を求める意見書(案)	原案可決	
	第30号	訴訟の提起について	原案可決	発議案第6号	食料安全保障施策の強化を求める意見書(案)	原案可決	
	第31号	令和4年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決	発議案第7号	世界規模での感染拡大を踏まえた鳥インフルエンザの抜本的対策を求める意見書(案)	原案可決	
	第32号	令和4年度香川県特別会計補正予算議案	原案可決	議決事項		決定	
	第33号	令和4年度香川県立病院事業会計補正予算議案	原案可決				
	第34号	令和4年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案	原案可決				
	第35号	財産の処分について	原案可決				
	第36号	建設事業に対する市町の負担金の一部変更について	原案可決				